

## 低所得妊婦の 初回産科受診費用の一部を補助します

経済的理由で産科受診をためらうことがないよう、低所得妊婦の初回産科受診（妊娠判定のための受診）に対する費用を補助します。

希望される方は、医療機関受診前にご連絡ください。

### 対象者

以下のすべてに該当する方

- 1 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した方
- 2 申請時に西条市内に住所を有する方
- 3 妊娠判定を受ける日の属する年度（この年度の市民税の課税状況が判明しない場合、前年度）において、市民税非課税世帯に属する方、または生活保護世帯に属する方
- 4 西条市と医療機関等が必要に応じて、支援に必要な受診状況や受診結果等を情報共有することに同意する方

### 補助対象となる費用

妊娠の判定に係る問診・診察、尿検査及び超音波検査などに要した費用

※健康保険の適用を受けた（保険診療となった）場合は、対象外となります。

### 補助額

上限 10,000円

### 補助回数

1回の妊娠につき、初回の受診のみ。

### 申請方法

- 1 世帯の課税状況を確認するため、申請前に一度ご連絡ください。
- 2 「西条市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業利用申請書」を記入し、申請窓口へ提出してください。  
申請の際に、保健師等が面談を行います。
- 3 「西条市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業受診票」を交付します。
- 4 上記受診票を持って、委託医療機関を受診してください。

問い合わせ・申請窓口：西条市こども家庭センター  
西条市神拝甲324番地2  
0897-52-1316